

令和元年10月18日

藤井節郎記念医科学センター
学内利用者の皆様

藤井節郎記念医科学センター長
親 泊 政 一

藤井節郎記念医科学センター使用料等への消費税加算のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げに伴い、藤井節郎記念医科学センターでは、令和2年4月1日以降のご利用に伴う使用料等には消費税を加算させていただくことを、藤井節郎記念医科学センター運営委員会で決定しましたので、ご連絡させていただきます。

これまでは、学内利用者による予算振替及び科研費等でのお支払いの場合、施設使用料、機器使用料、解析料をはじめとする各種利用料等について、税抜価格のままご請求し、利用者の皆様からは消費税をいただいておりますでしたが、学内他部局と同様に、消費税を加算させていただくこととなりました。

皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解をくださいますようお願いいたします。